

# TEC-FORCE



緊急災害対策派遣隊（テックフォース：Technical Emergency Control FORCE）

## 災害時における自治体への支援内容



### TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）

被災状況の迅速な把握と技術的な支援



### リエゾン（災害対策現地情報連絡員）

災害情報の収集・災害応急対策の支援

## 国土交通省 東北地方整備局

所在地 〒980-8602  
仙台市青葉区本町3丁目3番1号  
仙台合同庁舎B棟

TEL 022-225-2171

FAX 022-224-9410

東北 太郎

Taro Tohoku



〇〇班  
隊長

国土交通省 東北地方整備局

〇〇部〇〇課 課長補佐

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1

仙台合同庁舎 B棟

TEL : 022-225-2171

FAX : 022-224-9410

E-mail : 〇〇〇 @mlit.go.jp

Mobile : 090-0000-0000

緊急災害対策派遣隊(テックフォース)

Technical Emergency Control FORCE

# はじめに

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全のための社会資本の整備・管理を行っています。国土交通省の職員は、日常の河川や砂防、道路、港湾などの調査・計画・設計業務や現場業務で培った専門技術力を有しています。

そのような職員で構成されるTEC-FORCEが、技術力を活かし、台風や豪雨、そして地震や津波、火山の噴火などの大規模自然災害が発生して自治体職員だけでは対応が難しい場合に、いち早く被災現場へ出向き、早期復旧に向け全力をあげて自治体を支援します。

具体的には、二次災害の防止や円滑かつ迅速な被災状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急復旧などについて支援します。



# 目次

<b>1. 自治体からの支援ニーズを把握します</b>	
(1) リエゾンを通じて被災した自治体での支援ニーズを把握し、効果的な支援の早期実現へ向けにお役に立つよう動きます	..... P 3
<b>2. 被災状況を迅速に把握します</b>	
(1) ヘリコプターによる被災状況を調査します	..... P 4
(2) 被災した自治体が管理する施設を調査します	..... P 5
(3) 被災現場の状況をリアルタイムで配信します	..... P 6
<b>3. 応急復旧に向けた支援を行います</b>	
(1) 進入ルート、避難ルートを確保します	..... P 7
(2) 大雨、洪水などにより溜まった水を排水します	..... P 8
(3) 夜間でも安全に作業ができるよう照明車を配置します	..... P 9
(4) 公共建築物の応急復旧に関する助言等の技術支援をします	..... P10
(5) 円滑な災害申請に向けた支援、安全対策について助言します	..... P11
(6) 資材を提供します	..... P12
(7) 災害対策用機械を貸与します	..... P12
<b>4. TEC-FORCEの活動事例</b>	
(1) 平成28年「台風10号」での活動事例	..... P13
(2) 平成28年「熊本地震」での活動事例	..... P15
(3) 平成23年「東日本大震災」での活動事例	..... P17
<b>5. TEC-FORCEに関するFAQ</b>	..... P20
<b>6. 問い合わせ先</b>	..... P21



# 1. 自治体からの支援ニーズを把握します

## (1) リエゾンを通じて被災した自治体での支援ニーズを把握し、効果的な支援の早期実現へ向けにお役に立つよう動きます

災害が発生又は発生するおそれのある場合には、直ちに被災した自治体にリエゾンを派遣し、情報収集や支援ニーズの把握を積極的に行います。

リエゾンが被災した自治体と地方整備局との太いパイプ役となって連絡調整にあたり、被災箇所の調査や応急復旧等の支援を行います。

※ リエゾン（災害対策現地情報連絡員 Liaison,「仲介、橋渡し等」という意味のフランス語）



## 2. 被災状況を迅速に把握します

### (1) ヘリコプターによる被災状況を調査します

東北地方整備局が保有する災害対策用ヘリコプター「みちのく号」は、災害発生時に上空から被災の概況を把握するため出動します。

みちのく号には、衛星回線を利用して映像伝送が可能なカメラを搭載しており、リアルタイムでの現場の映像を確認することが可能です。

また、みちのく号で撮影した映像は被災した自治体に対し、動画データとして提供可能であるほか、最大16人まで搭乗が可能で自治体職員を同乗させて合同調査を行うことも可能です。



▲災害対策用ヘリコプター「みちのく号」



▲職員が搭乗しての調査



▲平成28年台風10号での撮影状況

## 2. 被災状況を迅速に把握します

### (2) 被災した自治体が管理する施設を調査します

TEC-FORCEは、被災の規模に応じて全国から隊員を集結させ、河川や砂防、道路、港湾などの自治体が管理する施設の被災状況を短期間で調査し、報告します。

また、発災後の橋梁や危険渓流等の安全性の確認なども行います。

立ち入ることが難しい危険な被災現場においては、ドローン（小型無人航空機）を活用し、上空からの調査も行います。



▲ 管理施設の被災状況の調査



▲ ドローン（無人航空機）を使った調査



▲ 調査結果を自治体へ報告

## 2. 被災状況を迅速に把握します

### (3) 被災現場の状況をリアルタイムで配信します

災害対策用ヘリコプター（みちのく号）や監視カメラ等の被災現場の映像情報を、衛星通信車や小型衛星画像伝送装置（Ku-sat）により、役場等にリアルタイムで配信します。また、映像だけでなく、通信が遮断した被災現場における通信回線の確保が可能です。

小型衛星画像伝送装置は、小型で持ち運びが容易なことから、被災現場への設置など、災害発生直後の状況に応じて活用します。



▲ 衛星通信車

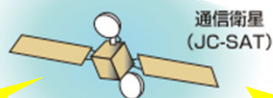


▲ 小型衛星画像伝送装置（Ku-sat）

例えば



ヘリから映像を撮影・送信



衛星小型画像伝送装置



被災現場のリアルタイムの映像を送信

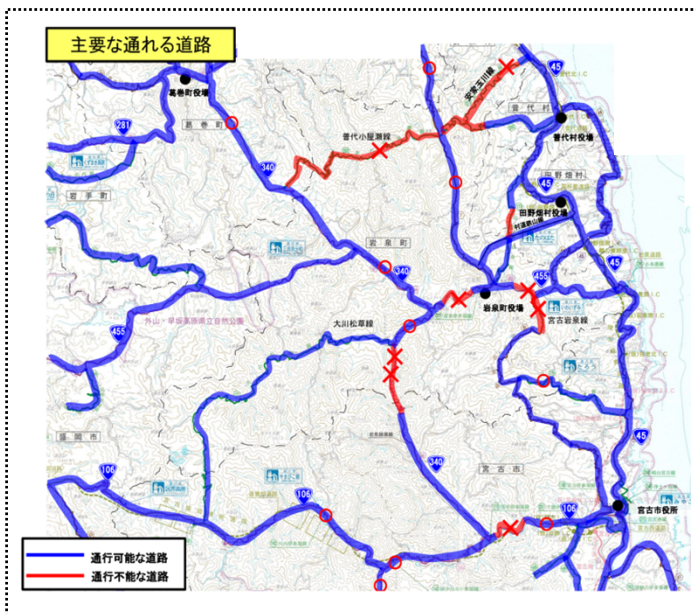


リアルタイム映像を庁舎内で視聴可能

# 3. 応急復旧に向けた支援を行います

## (1) 救命・救助や物資の支援に必要な被災現場の進入ルート、避難ルートを確認します

通行可能なルートをTEC-FORCEが調査し、自治体や各救命・救助部隊に情報提供します。通行可能なルートを確認するため、国の管理する道路以外でも道路啓開（緊急通行車両が移動できるルートを切り啓くこと）や応急復旧を支援します。



▲ 通れるマップの例（通行可能ルート調査）

### 洪水で流失した区間を盛土により再生した事例



▲ 道路啓開前



▲ 道路啓開後

### 津波が運んだガレキを処理した事例



▲ 道路啓開前



▲ 道路啓開後

消防・警察・自衛隊や物資輸送の車両が通行可能に！



# 3. 応急復旧に向けた支援を行います

## (2) 大雨、洪水などにより溜まった水を排水します

大雨、洪水、津波などにより生じた滞留水を早期に解消するため、排水ポンプ車で排水します。

排水ポンプ車は、一台あたりで60m<sup>3</sup>/分（約5分で25mプールを排水）と30m<sup>3</sup>/分（約10分で25mプールを排水）の排水能力があります。

また、車両によっては、照明等の装置を装備しているため、被災現場の状況に応じた様々な作業が可能です。



▲ 排水ポンプ車による排水状況



▲ 排水活動を指揮する隊員

例えば



浸水を早期に解消するため活動する排水ポンプ車

# 3. 応急復旧に向けた支援を行います

## (3) 夜間でも安全に作業ができるよう照明車を配置します

被災現場での監視、調査、復旧は、24時間昼夜を問わず行われる場合があります。

照明車は、夜間にこれらの活動を安全に行うための灯りを提供します。

照明車には、伸縮ポール式（最大地上高10m）、ブーム式（最大地上高20m）があり、2KWの照明を6灯装備しています。

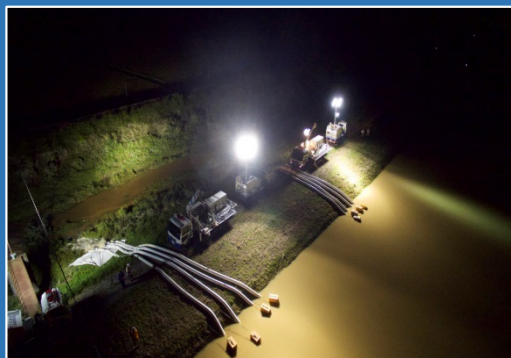


▲ 照明車（伸縮ポール式）



▲ 照明車（伸縮ブーム式）

例えば



夜間排水作業を照らす照明車



避難所を照らす照明車

# 3. 応急復旧に向けた支援を行います

## (4) 公共建築物の応急復旧に関する助言等の技術支援をします

地震や洪水により被災した公共建築物の調査を行い、建築物の倒壊などに伴う二次災害防止や修繕に関する技術的助言を行います。

また、要請により被災建築物の応急危険度判定も行います。



▲ 公共宮繕施設の被災点検 (H28台風10号)



▲ 危険度判定の状況 (H28熊本地震)

# 3. 応急復旧に向けた支援を行います

## (5) 円滑な災害申請に向けた支援、安全対策について助言します

TEC-FORCEの被害状況調査成果は、被災の全体像を把握するだけでなく、災害申請の書類にも活用可能です。また、工事の安全対策や避難計画等について助言します。

例えば

### ■平成28年「台風10号」TEC-FORCE調査報告事例



【様式-1】総括表

東北地方整備局		河川第1班		班長：東北地方整備局 河川部 河川工事課 課長補佐 ○○○○					住宅地図番号
箇所番号	調査日時 (河川名・路線名・地先等)	調査箇所	災害種別	被災施設(主要施設) 被災規模(延長・高さ等)	被害状況				
					一般被害	交通規制	応急対応	その他	
支川大川筋1-①	9月3日 9時15分	国道171号	法面崩落	法面表土崩落 ガードレール破損	有り	バリケード 必要	必要	-	48
支川大川筋1-②	9月3日 9時45分	国道340号	道路護岸損傷	道路護岸の崩壊 中詰の採石流出	有り	バリケード 必要	必要	-	47
支川大川筋1-③	9月3日 9時50分	国道340号	土砂流出	住家背面の沢部から土砂流出	有り	無し	必要	-	47
支川大川筋1-④	9月3日 10時15分	林道平庭線	法面崩落	法面表土崩落	有り	無し	必要	-	47
支川大川筋1-⑤	9月3日 10時30分	国道340号	落橋被害	落橋 対岸に住家あり	有り	無し	不要	-	17
支川大川筋1-⑥	9月3日 10時50分	県道大川松草線	土砂流出	住家背面の沢部から土砂流出	有り	無し	必要	-	83

【様式-4】調査表②

箇所番号	被災大規模	調査日時	9月3日 19:10時点	災害種別	調査機種
					
<p>&lt;コメント&gt; ・近隣河原長田橋。住家は以後で土砂崩落が見られる。</p>		<p>&lt;コメント&gt; ・民家に大量の土砂が押し寄せ、家屋の破壊が確認される。</p>			
					
<p>&lt;コメント&gt; ・近隣住家への説明状況</p>		<p>&lt;コメント&gt; ・応急処置において土砂の崩落が見られる。</p>			
<p>技術的所見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌等による法長部の押さえが必要。</li> <li>・二次災害が懸念されるため、防犯体制及び避難準備の検討が必要である。</li> </ul>					
<p>【報告時に報告済み】</p>					

### ■平成28年「熊本地震」における国道57号での応急復旧工事の安全判断基準の設定事例



▲ 遠隔操縦式バックホウによる土砂撤去作業

レベル	内容	発令基準値
1	通常監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専属の監視員による2回/日以上の見廻り</li> <li>・施工業者による日常点検</li> <li>・見張り人による施工中の状態監視</li> </ul>
2	作業注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が「大雨注意報」を発令した場合</li> <li>又は時間雨量5mm、連続雨量20mm (※1)を観測した場合</li> </ul>
3	作業中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が「大雨警報」を発令した場合</li> <li>又は時間雨量10mm、連続雨量40mm (※1)を観測した場合</li> <li>・震度4以上の地震発生時</li> <li>・地盤伸縮計の移動量 2mm/h 以上を観測</li> <li>・地表面傾斜計の傾斜角 10秒/日以上を観測</li> <li>・視界不良の場合 (目視による山全体の状況が確認できない)</li> </ul>

※1 降雨・地震時に確認する観測地点は現地に設置した雨量計と地震計

※2 点検項目 ①きつ箇所点検、計測 ②震動、湧水の測定 ③変状の有無

※3 時間雨量は平成4年3月「災害情報システム」の開発報告書 P376に定められた規定値の半分を中止基準とした。累積雨量は砂防体制基準規定値の半分を中止基準とした。施工の進捗にあわせ安全が確認された次第、規定値に更新する。

# 3. 応急復旧に向けた支援を行います

## (6) 資材を提供します

国土交通省が保有する災害復旧用資材を提供します。費用負担を伴いますが、災害復旧事業等の対象になるものは、国の負担で賄うことが可能となります。

### ■ 提供可能な主な資材類

資材	用途・概要
異形ブロック	根固めブロック など
砕石	道路の補修材 など
大型土のう	土留・仮設材 など
ブルーシート	家屋・施設の養生材 など

## (7) 災害対策用機械を貸与します

国土交通省が保有する災害対策用機械を貸与します。災害対策用機械は無償で貸与できますが、引き渡し後の運転に係る燃料、運転手などは、原則、要請者で準備していただく必要があります。

### ■ 貸与可能な主な災害対策用機械

機械・機器	用途・概要
①対策本部車	災害現場での現地対策本部として使用
②衛星通信車	災害現場での通信網を確保するため使用
③排水ポンプ車	浸水した土地等の排水に使用
④照明車	災害現場等の夜間照明として使用
⑤待機支援車	災害現場での休息等に使用
⑥応急組立橋	早期の交通路確保のための仮橋として使用
⑦遠隔操縦対応型バックホウ	遠隔操作による作業のほか、分解して輸送が可能
⑧小型衛星画像伝送装置 (Ku-sat)	通信衛星を利用した動画像伝送

# 4. TEC-FORCEの活動事例

## (1) 平成28年8月「台風10号」

### 『道がない、それでも前に進み被災調査等を実施』

TEC-FORCEは東北・関東・北陸・中部・近畿の各地方整備局から集結。  
岩手県沿岸部の10市町村において、道路や河川（砂防）などの被災調査等  
を実施し、約1,200件を超える調査結果をわずか24日間でまとめました。



▲ 岩手県岩泉町での被災調査の様子



▲ 任務の枠組みを超えた要望にも対応（救援物資の運搬）



▲ 岩泉町長へ調査報告書の手交

# 4. TEC-FORCEの活動事例

## (1) 平成28年8月「台風10号」

### 『道路啓開、応急復旧の実施』

岩手県沿岸は約5年前の東日本大震災で大津波被害も受けた地域。内陸と沿岸部を結ぶ主要幹線道路である岩泉町の国道455号と宮古市の国道106号ほか合わせて4ルートを東北地方整備局の三陸国道事務所・岩手河川国道事務所が分担で道路啓開にあたり、厳しい現場条件に関わらず国道455号は9日間、国道106号は11日間で応急復旧を完了させました。



被災前の道路範囲



▲ 国道455号（岩手県岩泉町）の道路啓開



▲ 国道106号（岩手県宮古市）の道路啓開

# 4. TEC-FORCEの活動事例

## (2) 平成28年4月「熊本地震」

### 『被災地九州へ向け東北から職員を派遣』

東北地方整備局では、TEC-FORCE隊員 76名、リエゾン隊員 6名の職員を被災地へ派遣し、河川・道路等の被災状況調査、土砂災害危険箇所の点検、応急復旧など17市町村において活動を実施しました。



▲ 九州地方整備局 災害対策本部全体会議での情報収集（先遣隊）



▲ 東北地方整備局から熊本県知事へ河川調査報告書を手渡し（先遣隊）



▲ 熊本県 国道57号大規模崩落地の調査（砂防班）



▲ 甲佐町町道の被災調査（道路班）



▲ 熊本県 乙女川堤防の被災調査（河川班）



▲ 熊本市内での建築物危険度判定（建築物判定班）



# 4. TEC-FORCEの活動事例

## (2) 平成28年4月「熊本地震」

### 『リエゾン班は甲佐町で支援要望等の対応』

熊本地震においても、東北地方整備局から熊本県甲佐町へリエゾンを派遣し、支援要望等の対応を行いました。



▲ 仮設住宅に関する聞き取り調査



▲ 甲佐町町長との定例会議に同席するリエゾン隊員



▲ 九州地方整備局の町長報告会での司会進行



▲ ブルーシートの調達・配給を支援  
(物資の受取先や引き渡し時刻等を調整)



▲ 資材が不足していたカラーコーンを北上川下流河川事務所から甲佐町へ提供



▲ 甲佐町からの要請でリエゾン自らが被災家屋の基礎調査を実施

# 4. TEC-FORCEの活動事例

## (3) 平成23年3月11日「東日本大震災」

『1日も早い復旧のために』 ～復旧へ【全国から職員が集結】～

全国の地方整備局より、災害対応を通じて蓄積した専門知識を有する人員（TEC-FORCE）が集結。発災翌日には他地整から8名の先遣隊が到着。

3日目からは、約200名の職員が被災状況を調査しました。



▲ TEC-FORCE出発式（3/13）



▲ 防災エキスパートと打ち合わせするTEC-FORCE



▲ TEC-FORCEの被災状況調査



▲ 石巻市での被災直後の活動状況



▲ 各地から集結した災害対策用機械

## 4. TEC-FORCEの活動事例

### (3) 平成23年3月11日「東日本大震災」

#### 『被災地のみなさまへの支援』 ～命綱の通信手段を提供～

壊滅的な被害を受けた自治体に対しては、広域支援連絡要員としてリエゾンを派遣し、自治体ニーズを的確に把握し、多様な支援機関との迅速な調整を、災害対応に追われる自治体職員に代わって実施しました。



▲ 釜石市クリーンセンターの電源確保に向けた調査結果を釜石市長へ報告



▲ リエゾンによる自治体支援活動（ポンプ車排水計画打合せ）東松島市



▲ 陸前高田市からの要望備品（PC）を貸与



▲ 田野畑村から調査要請箇所の説明を受けるリエゾン

# 4. TEC-FORCEの活動事例

## (3) 平成23年3月11日「東日本大震災」

### 『被災地のみなさまへの支援』 ～異例の物資調達～

仮設ハウスによる役場仮庁舎の設置、仮設トイレ、燃料提供など市町村のニーズに迅速に対応しました。



▲ 仮設ハウス（南三陸町仮庁舎）



▲ 仮設トイレ



▲ 洗濯機



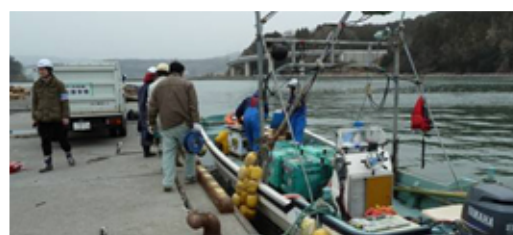
▲ テント



▲ 燃料提供（ブルドーザに給油中）



▲ 仮設ハウス（大槌町仮庁舎）



▲ 発動発電機（船で搬送）

# 5. TEC-FORCEに関するFAQ

(よくある質問とその回答例)

## Q 1. TEC-FORCE (リエゾン) を派遣した際、自治体の費用負担はありますか。

A 1. TEC-FORCE・リエゾンは、地方整備局の業務として隊員を派遣していますので、被災状況調査（ヘリ・ドローン・衛星通信装置含む）、高度技術指導、リエゾンの派遣にかかる費用を自治体に求めることはありません。

ただし、災害対策用機械（排水ポンプ車・照明車・災害対策本部車・待機支援車・無人バックホウ）の貸与については、引き渡し後の運転に係る燃料、運転手の経費は、原則、要請者で準備していただく必要がありますので、留意願います。

## Q 2. 国の支援で道路啓開や堤防の仮復旧を実施した際の費用負担の対応方法は。

A 2. 災害時に国の支援により公共土木施設の応急復旧を実施した際、費用は自治体（管理者）が負担することを基本としておりますが、災害復旧事業として採択されれば、採択の範囲内において国が負担することとなります。

災害復旧事業の採択には、自治体が国庫負担申請し、現地において査定官及び立会官による災害査定を実施する必要があります。

災害査定では、応急復旧の着手前に、被災状況、形状、寸法、数量等がわかる写真（特に起終点）を残しておくことが重要です。

## Q 3. 東日本大震災のように、国へ要請すればどんな物資も調達してくれますか。

A 3. 東日本大震災での資材調達は、被災規模等から異例の対応をとった部分が多くあります。

全ての災害において東日本大震災の時と同じような対応ができるわけではありませんが、自治体からの要望に対しては、任務の枠組みを超えた内容であっても可能な限り、関係機関と一体となり、積極的に取り組む姿勢で臨みます。

**その他、ご不明な点等がありましたら、最寄りの事務所または東北地方整備局 企画部防災課までお問い合わせください。**

# 6. 問い合わせ先（東北地方整備局 事務所連絡先）

	名称		所在地	電話
1	東北地方整備局	980-8602	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟	022-225-2171
2	青森河川国道事務所	030-0822	青森県青森市中央三丁目20番38号	017-734-4521
3	高瀬川河川事務所	039-1165	青森県八戸市石堂三丁目7番10号	0178-28-7135
4	岩手河川国道事務所	020-0066	岩手県盛岡市上田四丁目2-2	019-624-3131
5	三陸国道事務所	027-0029	岩手県宮古市藤の川4番1号	0193-62-1711
6	南三陸国道事務所	026-0301	岩手県釜石市鶴住居町第13地割1-4	0193-28-4731
7	仙台河川国道事務所	982-8566	宮城県仙台市太白区あすと長町4丁目1番60号	022-248-4131
8	北上川下流河川事務所	986-0861	宮城県石巻市蛇田字新下沼80	0225-95-0194
9	鳴瀬川総合開発工事事務所	989-6117	宮城県大崎市古川旭三丁目8番18号	0229-22-7811
10	秋田河川国道事務所	010-0951	秋田県秋田市山王一丁目10番29号	018-823-4167
11	湯沢河川国道事務所	012-0862	秋田県湯沢市関口字上寺沢64番の2	0183-73-3174
12	能代河川国道事務所	016-0121	秋田県能代市鱈渕字一本柳97-1	0185-70-1001
13	成瀬ダム工事事務所	019-0801	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97-1	0182-23-8450
14	鳥海ダム工事事務所	015-0074	秋田県由利本荘市桜小路32番1号	0184-23-5120
15	山形河川国道事務所	990-9580	山形県山形市成沢西四丁目3-55	023-688-8421
16	酒田河川国道事務所	998-0011	山形県酒田市上安町一丁目2番地の1	0234-27-3331
17	新庄河川事務所	996-0071	山形県新庄市小田島町5番55号	0233-22-0251
18	福島河川国道事務所	960-8584	福島県福島市黒岩字櫻平36	024-546-4331
19	郡山国道事務所	963-0111	福島県郡山市安積町荒井字丈部内28-1	024-946-0333
20	磐城国道事務所	970-8026	福島県いわき市平字五色町8の1	0246-23-2211
21	岩木川ダム統合管理事務所	036-1422	青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢138の2	0172-85-3035
22	北上川ダム統合管理事務所	020-0123	岩手県盛岡市下厨川字四十四田1	019-643-7831
23	最上川ダム統合管理事務所	990-0732	山形県西村山郡西川町大字砂子関158	0237-75-2311
24	鳴子ダム管理所	989-6806	宮城県大崎市鳴子温泉字岩渕2-8	0229-82-2341
25	釜房ダム管理所	989-1505	宮城県柴田郡川崎町大字小野字太平山10の6	0224-84-2171
26	七ヶ宿ダム管理所	989-0536	宮城県刈田郡七ヶ宿町字切通52-40	0224-37-2122
27	玉川ダム管理所	014-1205	秋田県仙北市田沢湖玉川字下水無92	0187-49-2170
28	月山ダム管理所	997-0405	山形県鶴岡市上名川字東山8の112	0235-54-6711
29	三春ダム管理所	963-7722	福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403の4	0247-62-3145
30	摺上川ダム管理所	960-0271	福島県福島市飯坂町茂庭字蟬狩野山25	024-596-1275
31	東北技術事務所	985-0842	宮城県多賀城市桜木三丁目6番1号	022-365-8211
32	東北国営公園事務所	989-1505	宮城県柴田郡川崎町大字小野字二本松53-9	0224-84-6211
33	盛岡営繕事務所	020-0023	岩手県盛岡市内丸7-25	019-651-2015
34	青森港湾事務所	030-0802	青森県青森市本町三丁目6番34号	017-775-1394
35	八戸港湾・空港整備事務所	031-0071	青森県八戸市沼館四丁目3番19号	0178-22-9391
36	釜石港湾事務所	026-0011	岩手県釜石市港町二丁目7番27号	0193-22-9111
37	塩釜港湾・空港整備事務所	985-0843	宮城県多賀城市明月一丁目4番6号	022-362-6211
38	秋田港湾事務所	011-0945	秋田県秋田市土崎港西一丁目1番49号	018-847-2511
39	酒田港湾事務所	998-0061	山形県酒田市光ヶ丘五丁目20番17号	0234-33-6311
40	小名浜港湾事務所	971-8101	福島県いわき市小名浜字栄町65番地	0246-53-7100
41	仙台港湾空港技術調査事務所	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡五丁目1番35号	022-791-2111

## 連絡先



### 国土交通省 東北地方整備局 企画部 防災課

〒980-8602 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟  
TEL: 022-225-2171 (代表)